

新居浜工業高等専門学校情報教育センター規程

平成15年2月12日規程第3号

最終改正 平成31年3月8日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第7条第2項の規定に基づき、情報教育センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高度情報通信社会に対応した情報教育の推進及び情報セキュリティの維持向上に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報教育の推進及び基本方針の策定に関すること。
- (2) 情報処理教育及び情報リテラシー教育の企画及び実施のための技術的支援に関すること。
- (3) マルチメディア教育の企画及び実施のための技術的支援に関すること。
- (4) 遠隔教育のコンテンツの企画及び開発に関すること。
- (5) 情報ネットワークの管理及び運用に関すること。
- (6) 教育用電子計算機システムの管理及び運用に関すること。
- (7) 教職員の情報ネットワーク及び情報機器の活用能力向上に関すること。
- (8) 各演習室，CALL教室の管理（情報機器を含む。）及び運営に関すること。
- (9) 情報ネットワーク及び情報機器を活用した事務処理，広報及び研究活動の技術的支援に関すること。
- (10) 情報ネットワークを介した情報検索及び情報公開の技術的支援に関すること。
- (11) 情報セキュリティに関する教育及び啓発に関すること。
- (12) 情報ネットワーク及び情報機器による効率的な事務処理方法の企画立案に関すること。
- (13) 情報セキュリティの維持向上に必要な環境整備に関すること。
- (14) ネットワーク基幹室の管理及び運営に関すること。

(組織)

第4条 センターは、センター長及び副センター長のほか、次の各号に掲げる部門で組織する。

- (1) 情報教育推進部門
- (2) 事務処理システム推進部門
- (3) ネットワーク運用管理部門

2 部門に関する必要事項は別に定める。

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに情報教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 新居浜工業高等専門学校スペース・コラボレーション・システム等事業実施委員会規程（平成9年規程第2号）新居浜工業高等専門学校電子計算機室運営規程（昭和48年規程第7号）及び新居浜工業高等専門学校電子計算機室細則（昭和48年細則第11号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年9月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成28年9月1日 一部改正）

この規程は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月8日 一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。